京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例(平成21年3月26日京都市条例第47号)(総合企画局政策推進室)

京都市大学のまち交流センターの講義室、演習室、会議室、ホール、和室及び講習室(講習室については、使用期間を1年以上5年以内とする場合を除きます。)の使用料の適正化を図るため、次のとおり、現行の1.4倍に引き上げるとともに、大学等が交流活動のために使用する場合の使用料については、現行使用料の2分の1のまま据え置くこととしました。

1 使用料の区分

- (1) 大学等が交流活動のために使用する場合とは、財団法人大学コンソーシアム 京都及び同財団の会員である大学又は本市の区域内に主たる事務所を有する大 学で、市長が定めるものが、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との 間の連携及び交流を促進する活動のために使用する場合とします。
- (2) その他の場合とは、(1)以外の使用の場合とします。

2 使用料

条例の一部改正により定めた使用料は、次のとおりです。

区分		使用	月 料
		大学等が交流活動 に使用する場合	その他の場合
第1講義室及	1講時, 2講時, 3講	円	円
び第2講義室	時,4講時又は5講時	3, 500	9, 800
	6講時又は7講時	5, 200	14, 500
第3講義室	1講時,2講時,3講	2, 400	6, 700
	時,4講時又は5講時		
	6講時又は7講時	3, 550	9, 900

区 分		使用	月料
		大学等が交流活動 に使用する場合	その他の場合
第4講義室	1講時,2講時,3講	1, 450	4,000
	時,4講時又は5講時		
	6講時又は7講時	2, 200	6, 100
第1演習室,	1講時,2講時,3講	550	1,500
第2演習室,	時,4講時又は5講時		
第3演習室及	6講時又は7講時	800	2, 200
び第4演習室			
第1会議室	午前	3, 750	10, 500
	午後	5, 000	14, 000
	夜間	6, 550	18, 300
第2会議室及	午前	2, 200	6, 100
び第3会議室	午後	2, 900	8, 100
	夜間	3, 850	10,700
ホール	午前	4, 350	12, 100
	午後	5, 800	16, 200
	夜間	7, 650	21, 400
和室	午前	1, 150	3, 200
	午後	1, 550	4, 300
	夜間	2, 050	5, 700

この条例は、平成21年4月7日から施行することとしました。

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 47 号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例 京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。 第1条中「促進する活動」の右に「(以下「交流活動」という。)」を加える。 第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 交流活動を行うもので、市長が適当と認めるもの

Γ

使用料
7,000
10,400
4,800
7,100
2,900
4,400
1,100
1,600
7,500
10,000
13,100

4, 400
5,800
7,700
8,700
11, 600
15, 300
2, 300
3, 100
4, 100
2, 480, 000
1,800
2,700
2, 170, 000
1,600
2, 400
1,860,000
1, 400
2, 100
300

別表備考以外の部分中

を

使	月 月		料
大学等が交流 に使用する場		その他	の場合
3	円 , 500		円 9,800
5	, 200		14, 500
2	, 400		6, 700
3	, 550		9, 900
1	, 450		4,000
2	, 200		6, 100
	550		1,500
	800		2, 200
3	, 750		10, 500
5	, 000		14, 000
6	, 550		18, 300
2	, 200		6, 100
2	, 900		8, 100
3	, 850		10, 700
4	, 350		12, 100
5	, 800		16, 200
7	, 650		21, 400
1	, 150		3, 200
1	, 550		4, 300
2	, 050		5, 700

に改め、同表備考中4を5とし、3を

2, 480, 000		
900	2, 500	
1,350	3, 700	
2, 170, 000		
800	2, 200	
1,200	3, 300	
1,860,000		
700	1, 900	
1,050	2, 900	
300		

4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 「大学等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 財団法人大学コンソーシアム京都
 - (2) (1)に掲げる者の会員である大学又は本市の区域内に主たる事務所を有する大学で、別に定めるもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(総合企画局政策推進室)